

満3歳児クラスの預かり保育事業における 第2子以降無償化に関する補助金の提出書類について

令和5年10月より、東京都の第2子以降無償化の取り組みとして、満3歳児クラスの預かり保育事業において、第2子以降の児童の預かり保育料に対して補助金が支給されます。

下記をご確認いただき、期限内に書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

1 第2子以降無償化に関する補助金制度概要

(1) 満3歳児クラスの預かり保育事業

ア 対象者 ※以下4項目すべてに該当する方です。

①	満3歳児クラスに在園
②	兄弟を1番上から数えて第2子以降 ※所得制限、年齢制限なし
③	住民税 課税世帯
④	保育の必要性がある世帯 ※別表を確認

イ 補助金額

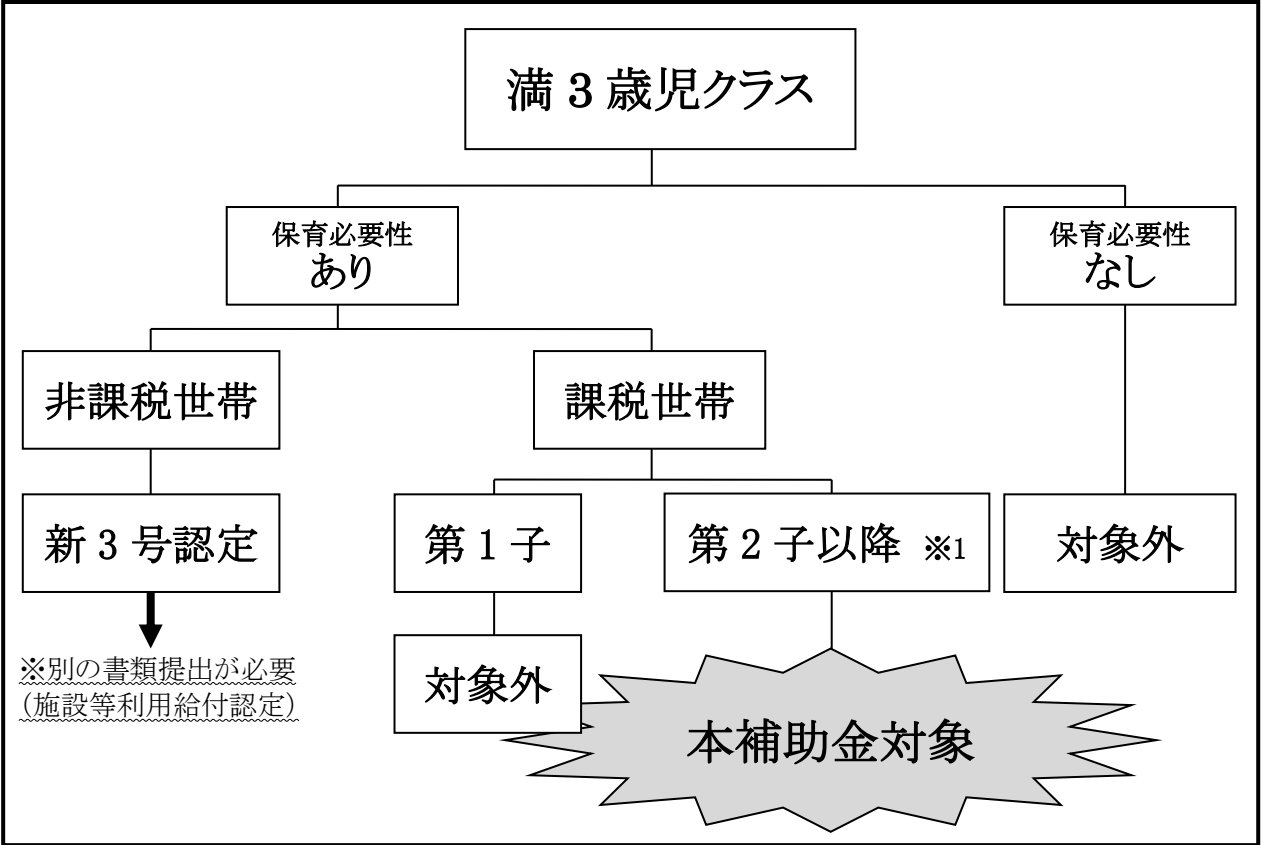
・月額【日額450円×利用日数】または【施設に支払いをした額】のどちらか低い方

ウ 注意点

①	税情報の参照年度は、以下になります。 税情報が更新され非課税となった場合、対象外となる場合があります。 令和7年4月～令和7年8月分 ⇒ 令和6年度税 令和7年9月～令和8年3月分 ⇒ 令和7年度税
②	保育の必要性に該当しない場合は、補助対象外となります。
③	施設等利用給付認定の申請をしていない場合、補助対象外となります。
④	日野市保護者補助金・入園金補助金の申請書を年度末までに提出されなかった場合、対象外となります。
⑤	本補助金は、満3歳児クラスに在園する期間のみ支給されます。令和8年度に3歳児（年少）クラスで預かり保育料についての補助を希望する場合、新2号認定（施設等利用給付認定）の申請が必要になります。

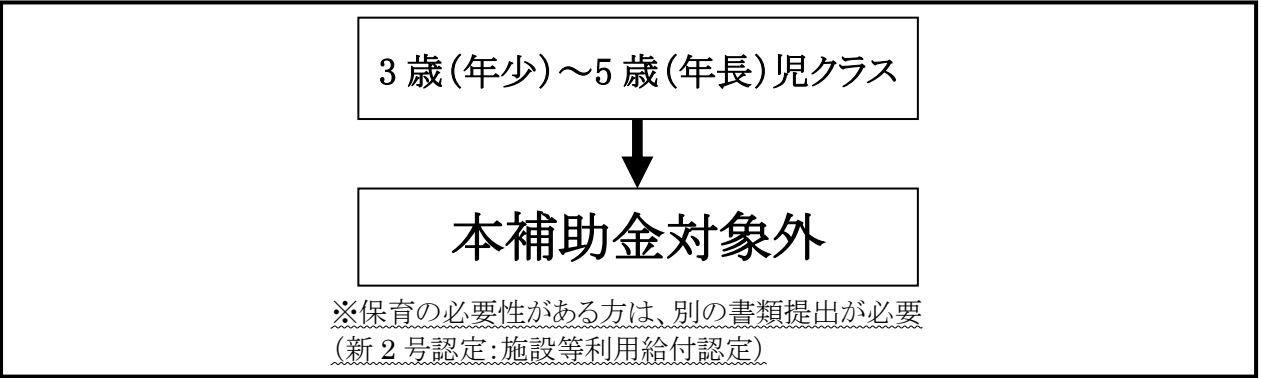
※補助を希望する方は、④保育の必要性を証明する書類が必要になりますので、3ページの「2 必要な手続き」のご対応をお願いいたします。

★補助対象者早見表



※1：兄弟を1番上から数えて第2子以降（所得制限、年齢制限なし）

★対象外となる方



★補助額の例

補助額:例			
利用月	1月	2月	3月
利用日数	6日	10日	18日
① 利用日数×450円	2,700円	4,500円	8,100円
② 施設に支払った 預かり保育料	3,000円	4,000円	10,000円
支給額 ①と②の低い方	2,700円	4,000円	8,100円
支給額合計	14,800円		

(2) 補助金交付時期 (予定)

■補助対象期間＝令和7年4月分～令和7年9月分	
令和7年9月上旬	： 案内文及び実績確認書類の配布
令和7年10月中旬	： 市役所へ必要書類の提出 ※提出先が園になる場合あり
令和7年11月下旬	： 各保護者の口座へ振り込み【予定】 ※前後する場合あり
■補助対象期間＝令和7年10月分～令和8年3月分	
令和8年3月上旬	： 案内文及び実績確認書類の配布
令和8年4月中旬	： 市役所へ必要書類の提出 ※提出先が園になる場合あり
令和8年5月下旬	： 各保護者の口座へ振り込み【予定】 ※前後する場合あり

2 必要な手続き

(1) 概要

・満3歳児クラスの預かり保育事業を利用される場合は、提出期限までに下記書類をご提出いただければ、補助金が支給されます。

(2) 提出書類

- ① 満3歳児クラスの預かり保育事業・幼稚園型一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の第2子以降の補助金確認書
- ② 保育の必要性を証明する書類（父・母それぞれ必要です）※別表を確認

※記入内容の不備や不足書類がある場合は、補助金対象外となります。

(3) 提出期限

新規入園の場合 ⇒ 利用開始前まで

在園児の場合 ⇒ 補助開始を希望する月の前月15日まで

※保育の必要性が証明された期間について、補助金が支給されます。

(4) 提出先 ・ お問い合わせ先

郵送で提出される場合 : 〒191-8686
日野市神明1-12-1 日野市子ども部保育課

保育課に直接提出される場合 日野市神明1-13-2 TEL: 042-514-8637 (直通)
子ども包括支援センターみらいく1階日野市子ども部保育課

(5) その他

・保育の必要性に変更があった場合には、速やかに保育課にご連絡ください。
別途提出書類がございます。

別表 保育の必要性を証明する書類

補助を受けるためには、お子さんが家庭において、必要な保育を受けることが困難である理由（保育が必要な理由）が必要です。保育が必要な理由とは、保護者が仕事、病気等の理由により、お子さんを家庭で保育できない状態を指し、1か月48時間以上保育にあたれないことが必要です。

※該当する項目の書類を父・母それぞれ提出してください。

保育が必要な理由	提出書類
労働	①就労証明書 ②事業内容が分かる書類（自営業、内職の方のみ） ※青色申告、登記簿、開業届、請負契約書、営業許可証、確定申告、直近3か月以内の帳簿、受注票、売上が確認できる通帳のいずれかの写し ※就労証明書は必ず指定様式を使用し、雇用主が記入した原本を提出してください。有効期間は発行日（作成日）から3か月です。
就学	①スケジュール表 ②学生証の写しまたは在学証明書（入学予定の場合は合格通知） ※在学期間の開始日と終了日がわかるものを提出してください。在学証明書の有効期間は発行日から3か月です。 ③カリキュラム（時間割） ※就学中に労働している場合は、就労証明書も提出してください。 ※就学とは、通学を伴う必要があり、自宅学習や通信教育は認められません。学校教育法に定める学校等、職業能力施設・開発総合学校及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律に規定する職業訓練を行う施設が対象です。
出産	母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日欄の記載箇所） ※妊娠に伴う傷病の場合は、発症後から産後2か月後の月末までが補助金支給期間です。母子健康手帳の写しに加え、診断書または母性健康管理指導事項連絡カードを提出してください。
疾病 負傷 障害	身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）、特定医療費（指定難病）医療受給者証のいずれかの写し、または診断書 ※診断書は、 <u>疾病等の状態と保育にあたれない旨が記載されたもの</u> を提出してください。有効期間は発行日から6か月です。
介護	①要介護者の介護度が分かるもの ※身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証のいずれかの写し、または診断書 ※診断書の有効期間は、発行日から6か月です。 ②スケジュール表 ※同居の親族を介護する場合は申請児童の3親等以内、別居の親族を介護する場合は申請児童の2親等以内の親族に限ります。
災害復旧	罹災を証明する書類
求職活動	①求職活動誓約書 ②スケジュール表（求職活動誓約書裏面） ※補助金支給期間は3ヶ月です。指定期日までに就労証明書の提出がない場合は、対象外となります。 ※求職活動とは、ハローワークでの就職活動や採用面接等への参加による活動を行い、単なる求人情報誌等の閲覧やインターネット検索は含みません。
不存在 （ひとり親）	離婚届受理証明書・戸籍謄本・ひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格がわかるもの（ひとり親家庭等医療証、育成手当受給証明、児童扶養手当受給者証）のいずれかの写し ※離婚届受理証明書、戸籍謄本の有効期間は、発行日から6か月です。